

承諾書の提出省略について

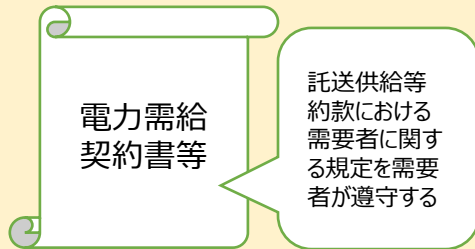
■ 承諾書とは

契約の要件として、「契約者が、需要者に託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要者が託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること」が規定されており、契約申込み時に、承諾書を提出する必要があります。（発電者にかかる承諾書の場合、需要者を発電者と読み替えます）

■ 承諾書の提出省略について

上記の承諾書提出は契約者の実務負担が大きいことから、「承諾書の提出省略の取扱いに関する同意書」を予め提出していただくことで、承諾書の提出を省略することができるルールを設けました。また、スイッチング支援システムを使うには、事前に承諾書提出省略のお手続きをしていただく必要があります。

① 契約者と需要者間の需給契約書等で担保されていること



③ 電力需給契約書等の写しの提出（一般送配電が提示を求めた場合のみ）



② 契約申込み時に、接続供給契約の実施に必要な需要者情報の提供承諾があること



などについて、予め同意いただくことが省略の条件となります。
詳細については、別紙の「承諾書の提出省略の取扱いに関する同意書」をご確認願います。